令和６年度
中野区住民主体サービス事業補助金

申請の手引き

中野区地域支えあい推進部　介護・高齢者支援課

は じ め に

日ごろから、中野区の介護予防につきまして、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成２９年４月から始まりました「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」では、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも元気に暮らし続けることができるよう、地域での介護予防力向上の取り組みを進めています。そして、そのためには、これまでの介護事業所に加えて、ＮＰＯ、ボランティア団体、地域住民など、地域で活動されている皆様のご協力が不可欠です。

特に、「住民主体」によるサービスは、地域で培ったつながりを大切にしながら、支援する人・される人というふうに固定をしない、緩やかな関係性のなかでの生活支援や介護予防を目指す新しい取り組みとして期待されています。

中野区では、地域における住民主体サービスの立ち上げ、継続を支援するため、平成２９年度より「中野区住民主体サービス事業補助金制度」を実施しています。

地域には、ほんの少しの手助けで日常生活が保てる方、閉じこもりがちな生活から抜け出せる方がたくさんいます。

この補助金が、地域の皆様の住民主体活動のスタートや、活動を広げるきっかけとなれば幸いです。ぜひ、ご活用いただきますよう、ご案内申し上げます。

目　　次

〇手続きの流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
１．住民主体サービスとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
２．住民主体サービス事業補助金について・・・・・・・・・・・Ｐ３
３．補助金申請団体について・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４
４．補助対象事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４
５．補助対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５
６．補助対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５
７．補助金額（上限額）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ７
８．申請期間・手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８
９．交付（不交付）決定通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９
10．支払方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９
11．団体の収入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９
12．事業報告書（月ごと）の提出について・・・・・・・・・・・Ｐ９
13．事業の変更など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ10
14．実績報告書（年間）の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ10
15．補助金交付額確定　精算及び返還・・・・・・・・・・・・・Ｐ11
16．事業実施上の注意、個人情報保護の取扱いについて・・・・Ｐ12

よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ13
提出書類　記入例等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ15

令和６年度　中野区住民主体サービス事業補助金交付　手続きの流れ

中野区

住民主体団体（申請者）

①団体登録と補助金交付申請
２０２４年4月１日から
２０２５年2月２８日まで
詳細はP.８参照

②「団体登録決定通知書」
「交付決定通知書」の送付
＋補助金の交付（概算払）

※補助対象になる経費は「交付決定通知書」に記載の日付以降

③事業の実施と毎月の報告
「事業報告書」と「参加者名簿」を事業実施の翌月の１０日までに提出

※事業実施期間中の支払いに係る書類は必ず保管してください
（例）ボランティア参加票
領収書原本

④（必要に応じて）変更交付申請
～２０２４年１２月２０日まで
事業内容を変更する場合は提出
※判断に迷う場合は一度介護予防推進係へご連絡ください。

⑤変更交付決定
「④変更交付申請」から１か月程度で発送します。

⑥実績報告
～２０２５年4月１０日まで
詳しくはP.１０

⑦交付額確定
実績から交付額を確定します。
・住民主体サービス事業補助金交付額確定通知書
・返納書（返還金がある場合）

⑧精算・返還
～２０２５年5月９日まで
交付額に対して実績が下回る場合は返還していただきます。
詳しくはP.１１

手続きごとの提出書類

①団体登録と補助金交付申請

・住民主体サービス事業実施団体登録申請書　・住民主体サービス事業計画書
・誓約書　・団体の規約　・名簿　・住民主体サービス事業補助金交付申請書
・補助対象経費額調書（交付申請）　・経費科目別内訳書（交付申請）
・住民主体サービス事業補助金交付請求書　・支払金口座振替依頼書（委任状）

③事業の実施と毎月の報告

下記の２点を事業実施の翌月１０日までに提出
・住民主体サービス事業報告書〇月分
・参加者名簿　※参加者名簿に記載する人には個人情報の同意を得てください

④変更交付申請（必要に応じて）

・住民主体サービス事業補助金変更交付申請書
・補助対象経費額調書（変更交付申請）
・経費科目別内訳書（変更交付申請）
・住民主体サービス事業補助金変更交付請求書

⑥実績報告

・住民主体サービス事業実績報告書　・中野区住民主体サービス事業報告書
・補助対象経費額調書（実績報告）　・経費科目別内訳書（実績報告）
・補助金精算書その他添付書類（領収書原本ほか）
・本人確認書類の写し（免許証、健康保険証など）

⑧精算・返還（返還は交付額を実績が下回る場合）

⑦で中野区から送付する返納書を使って、期限（２０２５年５月９日）までに返還し、領収書の写しを提出して下さい

１．住民主体サービスとは

住民主体サービスは介護保険のサービスの区分の１つで、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)に位置付けられています。

介護保険のサービスは大きく分けて「介護給付」「予防給付」「総合事業」の３つに分かれており、下記の図で左に行くほど介護度が高い人に向けたサービスで、できるだけ左に行かないよう、元気であり続けるための事業を行っています。

住民主体サービスとは、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らし続けることができるよう、住民の方々が主体となり自主的・自発的に、地域における生活支援や介護予防に資する活動を行う事業をいいます。支援する人・される人というふうに固定をしない、緩やかな関係性のなかで生活支援や介護予防を目指す取り組みです。

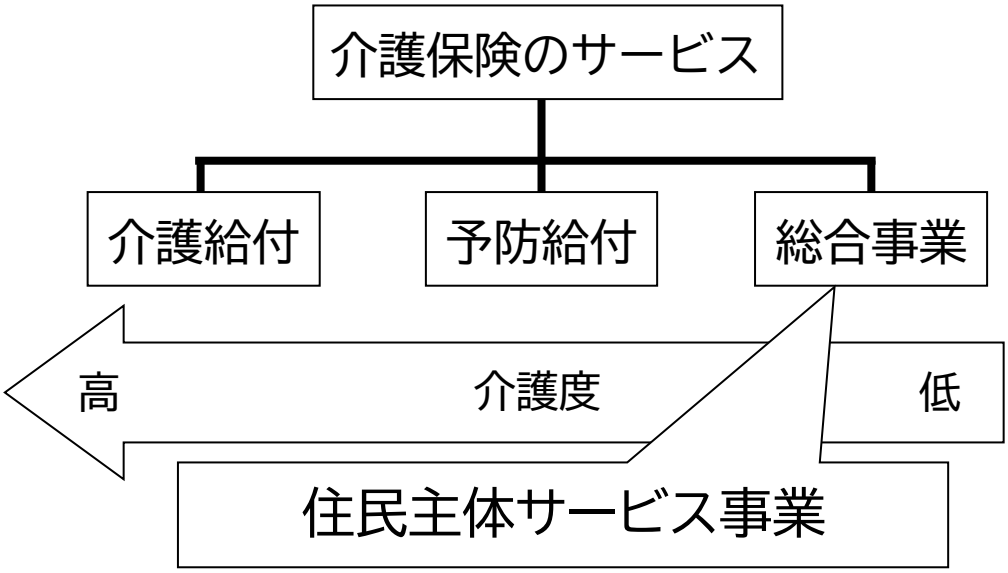

○　**住民主体サービスの対象となる人　（以下、住民主体対象者）**

住民主体サービスの対象となる人は、下記に当てはまり、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントで住民主体サービス事業の必要性を認められた人

① 要支援１・２の認定を受けた人
② 基本チェックリストで介護予防・生活支援サービス事業対象者と判定された人
③ 継続利用要介護者（元々通っていた①、②の人が新たに要介護認定を受けた場合）

２．住民主体サービス事業補助金について

平成２９年４月から開始した「中野区介護予防・日常生活支援総合事業」の一環で、

この補助金は、住民主体対象者に生活支援や介護予防に資する活動を行う団体に対して、住民主体サービスの実施にかかった経費の一部を補助するものです。それにより、地域における介護予防の取組みの広がり・充実を図り、地域住民主体による支えあい活動を推進していくことを目的としています。根拠規定は以下の通り。

中野区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
中野区住民主体サービス事業実施要綱
中野区住民主体サービス事業補助金交付要綱

３．補助金申請団体について

補助金を申請しようとする団体は、介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体サービスを担う団体として登録して「住民主体サービス事業実施団体」になる必要があります。

住民主体サービス事業実施団体は、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

① 区民が自主的に組織する非営利の団体であること。
② 住民主体サービスの実施に携わる者及びその他団体の活動に従事する者に暴力団員、暴力団関係者に該当する者がいないこと。
③ 政治活動や宗教活動を目的としない団体であること。
④ 主たる活動場所及び連絡場所が区内にあり、中野区民が１人以上所属していること。
⑤ 団体に代表者(責任者)、経理担当者及び事業従事者（ボランティア等）がいること。
⑥ 団体の規約及び構成員の名簿等があること。

また、住民主体サービスの実施団体として登録した団体は、中野区の住民主体サービス実施団体として広報しますので、ご協力ください。

４．補助対象事業

住民主体対象者に向けた以下のサービスで誰でも参加できる事業が補助の対象となります。

（１）訪問型サービス（下記の①、②に該当する事業）

① 自宅を訪問して行う生活援助（掃除、買物、洗濯など）、
通院時等における往復の付き添い、その他介護予防に資する支援
② 下記（２）通所型サービス利用時における往復の付き添い

（２）通所型サービス（下記の①、②の両方を行う事業）

概ね月２回（２時間）程度の継続した通いの場による定期的な支援
（趣味活動を通じた日中の居場所づくり、サロン、会食など）
① 体操や脳トレなど介護予防に資する活動を必ず行うこと
② 利用者同士の交流を図ること
※情報通信機器によるオンライン通話を活用して行う交流も可とする。

（３）その他の生活支援サービス

① 栄養改善を目的とした配食
② 住民ボランティア等が行う見守り
③ 訪問型サービス、通所型サービスに準ずる自立支援に資する生活支援
（訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等）

５．補助対象期間

２０２４年4月１日から２０２５年3月３１日まで

６．補助対象経費

この補助金の対象となる経費は、当該年度に実施した**住民主体サービス実施に要した経費**の一部です。

他の事業や個人の経費と明確に区別できないものは補助の対象外です。

他の補助金や助成金を受けていても、住民主体サービス事業補助金の申請はできますが、同一経費について補助を受けることはできません。

実績報告の際に、住民主体サービスに支出したことがわかる経費の領収書原本が必要となりますので、領収書は必ず受領してください。

補助の対象となる具体的な経費科目とその説明は以下の通りです。

■補助対象経費の科目

<table>
<tr><th>補助対象経費</th><th>対象となる経費</th><th>対象外</th></tr>
<tr><td rowspan="3">謝礼（報償費）</td><td>・外部講師謝礼
住民主体サービスの実施において講演会、講習会等を行った場合に外部講師に支払う謝礼です。※講師の交通費が必要な場合は謝礼金に含める。</td><td>・報酬、賃金等人件費に該当する経費は対象外
・団体の内部講師に対する謝礼は対象外</td></tr>
<tr><td colspan="2">【報償費基準額】
<table>
<tr><th></th><th>区　分</th><th>支払上限額
（1 時間あたり）（消費税込み）</th></tr>
<tr><td>A</td><td>大学教授、弁護士、企業管理者、医師、著名ジャーナリスト</td><td>１４，０００円以下</td></tr>
<tr><td>B</td><td>大学准教授、短大教授、民間専門研究者</td><td>１２，０００円以下</td></tr>
<tr><td>C</td><td>大学講師・助手、短大准教授、民間技術者</td><td>１１，０００円以下</td></tr>
<tr><td>D</td><td>その他</td><td>４，０００円以下</td></tr>
</table>
※表は補助の上限額です。上限額を下回る金額の場合は実費が対象です。各団体が支払ううえで、表の金額を上回る謝礼を支払っても差し支えはありません。</td></tr>
<tr><td>・ボランティア謝礼（費用弁償）
※事業実施当日に従事したボランティアに支払う費用弁償相当１人１回あたり 1,000 円以内</td><td></td></tr>
<tr><td>消耗品費
（一般需用費）</td><td>各種消耗品、事務用品等の購入費
※コピー用紙の購入代、インクジェット代も含む
※購入決定価格 100,000 円未満のもの</td><td>・専ら利用者個人に提供される弁当、材料費等にかかる経費は対象外
ただし、会場に設置されるお茶、飴などについては可とする。</td></tr>
</table>

補助対象経費	対象となる経費	対象外
印刷製本費 （一般需用費）	**チラシ・パンフレット類の印刷費等** 　住民主体サービスを地域住民に周知するためのちらし、ポスター等の印刷経費 **補助対象事業に必要な活動記録用紙等** 　住民主体サービスの実施に必要な記録様式、通知などの印刷経費	
会場使用料 （使用料及び賃借料）	**施設（事業実施会場）の使用料** ※他の事業活動のため賃貸契約に基づき使用している物件を利用する場合は、1か月の賃借料（共益費を含む実費）を住民主体サービスの活動に用いた日数及び団体の活動に用いた時間数で按分した金額を補助対象経費にできる。 ※通常貸し出しを行っている公共施設、民間施設を賃借した場合は、使用料の根拠を明示できる資料と領収書原本をもって補助対象とする。	・団体構成員等の自宅を利用した場合は対象外 ・住民主体サービスの実施以外に使用した会場使用料は対象外とする。ただし、事業の性格上、前日設営など必要な事前準備のための施設使用料は可。
機器リース料 （使用料及び賃借料）	**事業の実施に必要な機器のリース料** 　カラオケの機器などのリース料	
通信費（役務費）	**事業の実施に必要な電話代、切手代等** ※電話代については、住民主体サービスの専用回線を契約した場合に限る。	客観的に住民主体サービス用の電話だと確認できないもの
保険料（役務費）	**活動時の事故等に備えるため、ボランティア保険・行事保険に加入した場合に保険会社に支払う保険料** ※助成対象とする事業のうち、活動内容についての保険契約を対象とする。当該保険料の振込手数料も対象とする。	・団体の所有（管理）する自動車の賠償責任保険契約や、建物の火災保険・地震保険等にかかる契約
備品購入費	補助対象事業に必要、かつ使用を補助対象事業のみに限定する備品類 ※購入決定価格 100,000 円以上のもの	・申請事業における必要性及び事業での限定使用について、客観的な確認が困難な機器類（例：テレビ、パソコン、デジタルカメラ等の汎用家電類） ただし、補助対象事業に限り使用する機器であることが客観的に認められる場合には補助対象
修繕費 （一般需用費）	補助対象事業の実施に必要な手すりや簡易な段差解消用のスロープなどの取り付けなど。 （躯体に影響のない範囲に限る）	施設の工事を伴う整備費は対象外

７．補助金額（上限額）

補助対象経費の合計額から、利用者負担金等を差し引いた額（差引額）と以下の補助金の上限額のいずれか少ない額が補助金額になります。補助金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、1,000 円未満を切り捨てた金額を補助金額とします。

なお、補助金の申請は、区の予算額の範囲内で受け付けます。

（１）立上げ支援経費（1 団体につき 1 事業 1 回）

住民主体サービスとして事業開始するうえで必要な経費（施設整備は対象外）

備品購入費、修繕費、印刷製本費、消耗品費など　　１０万円

（２）運営費

経常的なサービス提供に必要な経費（スタッフの人件費は対象外）

謝礼、消耗品費、印刷製本費、会場使用料、通信費、保険料など

開始月(月数)及び住民主体対象者の参加延べ人数により上限額を定めます。

★住民主体対象者の年間延人数

例：月４回の活動の場合、各回１人以上（月４回×１人×12 か月＝48 人）

月２回の活動の場合、各回２人以上（月２回×２人×12 か月＝48 人）

※参加者数ではなく「住民主体対象者数」なので注意

■開始月ごとの年間上限額

4 月スタート（12 か月）		5 月スタート（11 か月）		6 月スタート（10 か月）	
住民主体対象者参加延べ人数	上限額	住民主体対象者参加延べ人数	上限額	住民主体対象者参加延べ人数	上限額
481 人以上	528,000 円	441 人以上	484,000 円	400 人以上	440,000 円
241 人以上 480 人以下	432,000 円	221 人以上 440 人以下	396,000 円	201 人以上 400 人以下	360,000 円
48 人以上 240 人以下	336,000 円	44 人以上 220 人以下	308,000 円	40 人以上 200 人以下	280,000 円
7 月スタート（9 か月）		**8 月スタート（8 か月）**		**9 月スタート（7 か月）**	
住民主体対象者参加延べ人数	上限額	住民主体対象者参加延べ人数	上限額	住民主体対象者参加延べ人数	上限額
361 人以上	396,000 円	321 人以上	352,000 円	281 人以上	308,000 円
181 人以上 360 人以下	324,000 円	161 人以上 320 人以下	288,000 円	141 人以上 280 人以下	252,000 円
36 人以上 180 人以下	252,000 円	32 人以上 160 人以下	224,000 円	28 人以上 140 人以下	196,000 円
10 月スタート（6 か月）		**11 月スタート（5 か月）**		**12 月スタート（4 か月）**	
住民主体対象者参加延べ人数	上限額	住民主体対象者参加延べ人数	上限額	住民主体対象者参加延べ人数	上限額
241 人以上	264,000 円	201 人以上	220,000 円	161 人以上	176,000 円
121 人以上 240 人以下	216,000 円	101 人以上 200 人以下	180,000 円	81 人以上 160 人以下	144,000 円
24 人以上 120 人以下	168,000 円	20 人以上 100 人以下	140,000 円	16 人以上 80 人以下	112,000 円
1 月スタート（3 か月）		**2 月スタート（2 か月）**		**3 月スタート（1 か月）**	
住民主体対象者参加延べ人数	上限額	住民主体対象者参加延べ人数	上限額	住民主体対象者参加延べ人数	上限額
121 人以上	132,000 円	81 人以上	88,000 円	41 人以上	44,000 円
61 人以上 120 人以下	108,000 円	41 人以上 80 人以下	72,000 円	21 人以上 40 人以下	36,000 円
12 人以上 60 人以下	84,000 円	8 人以上 40 人以下	56,000 円	4 人以上 20 人以下	28,000 円

８．申請期間・手続き

〇申請期間　**２０２４年４月１日（月）から２０２５年２月２８日（金）まで**

※この間は、随時受付けます。

※初めて申請をする団体は審査に時間を要しますので事前にご相談ください。

〇提出場所　　区役所５階　１０番窓口　介護予防推進係

〇担　　当　　中野区地域支えあい推進部　介護・高齢者支援課　介護予防推進係

電話　（３２２８）８９４９

※　住民主体サービスを新たに開始したい、現行の活動が住民主体サービスに該当しないかなど、担当までご相談ください。事前相談もお気軽にどうぞ。

〇提出書類

	書類名	記入例等参照ページ
1	住民主体サービス事業実施団体登録申請書	16 ページ
2	住民主体サービス事業計画書	17 ページ
3	誓約書	18 ページ
4	団体の規約、会則等	―
5	役員名簿（代表者、会計、その他構成員を記載）	―
6	中野区住民主体サービス事業補助金交付申請書	19 ページ
7	補助対象経費額調書（交付申請）	21 ページ
8	経費科目別内訳書（交付申請）	22 ページ
9	中野区住民主体サービス事業補助金（変更）交付請求書	23 ページ
10	支払金口座振替依頼書	25，27，29 ページ
(11)	委任状 （代表者以外の個人または法人の口座を指定する場合）	26 ページ
(12)	口座指定届 （代表者以外の、個人でも法人でもない口座名義の場合）	28 ページ
13	本人確認書類の写し（提出方法によって異なる）	下記の例参照

※申請書類を区へ提出する際は、申請書類に不備がないかを必ず確認してください。

【提出方法と本人確認方法】以下のいずれかの方法で本人確認をしてください。

提出方法	確認方法
メール	区から送付したメールに対して返信している。
	運転免許証等の本人確認書類（ＰＤＦ）を添付する。
郵送	区が所在地（住所地）へ郵送した用紙を返送する。
	運転免許証等の本人確認書類（写し）を同封する。
窓口	運転免許証等の本人確認書類を提示する。

９．交付（不交付）決定通知書

区での提出書類の内容審査（約１か月）の後、交付（不交付）を決定し、住民主体サービス事業補助金交付（不交付）決定通知書により補助金交付額を通知いたします。

10．支払方法

概算払い・精算方式によります。

補助金の交付を決定したときは、概算払い（前払い）で、指定の口座に補助金を振り込みます。

年度途中で、事業を変更し、支出予定額を交付額から変更する場合は、１２月２０(金)までに変更交付申請を行ってください。

年度末（３月）の事業終了後、実績報告書等に基づき、補助金交付額を確定します。

補助金確定額が、概算ですでに振り込まれている補助金額を下回っていた場合、団体は、差額を区に返還し精算します。

11．団体の収入

団体が得た収入は、補助対象経費から控除し、補助金額を算定します。

(1)　収入の例

① 利用者負担金

② 他の補助制度より受けた補助金・助成金等（住民主体サービスの補助対象経費に充当したもの）

(2)　収入とみなさないものの例

① 弁当代、材料費など、利用者から徴収した実費

② 団体の会費、賛助会費

③ 住民主体サービスと明確に区別された他の補助金

④ 食材の寄付など、現物の受領

12．事業報告書（月ごと）の提出について

事業の実施月の翌月１０日までに、区に対し、以下の報告をお願いいたします。

① **事業報告書**

事業の内容を様式に記入し、報告してください。(P.３４～３５記入例参照)

② **参加者名簿**（参考様式をお渡しすることが可能です。）

認定状況に関わらず、事業に参加した人を参加者名簿に記載し、区へ提出してください。

参加者名簿	毎回の参加者を確認するための任意の様式です。 実施日・参加者氏名(フルネーム)等の項目が確認できるようにしてください。

※利用申込書や同意書などを参加者に記入していただく等、個人情報の取り扱いについて、確認をお願いします。

利用申込書または 同意書など （団体保管）	初回参加時に利用申込みいただく任意の様式です。 参加者の住所・氏名・連絡先・緊急時連絡先や個人情報の取り扱い等について、記載・署名等いただけるような内容にし、中野区へ共有することの同意を得てください

13. 事業の変更など

申請後に、申請書に記入した事業内容を変更する場合は、事前に介護予防推進係へご連絡のうえ、速やかに下記書類をご提出ください。
変更交付申請の期間は、２０２４年１２月２０（金）までです。

〇提出書類

	書類名	記入例等参照ページ
1	住民主体サービス事業補助金変更交付申請書	30 ページ
2	補助対象経費額調書（変更交付申請）	31 ページ
3	経費科目別内訳書（変更交付申請）	32 ページ
4	中野区住民主体サービス事業補助金（変更）交付請求書	23 ページ

14. 実績報告書（年間）の提出

２０２５年４月１０日（木）までに、下記１～６の書類を提出していただきます。

〇提出書類

	書類名	記入例等参照ページ
1	住民主体サービス事業実績報告書	36 ページ
2	住民主体サービス事業報告書（通所型・その他サービス）	37 ページ
（2）	住民主体サービス事業報告書（訪問型・その他サービス）	38 ページ
3	補助対象経費額調書（実績報告）	39 ページ
4	経費科目別内訳書（実績報告）	40 ページ
5	補助金精算書	42 ページ
6	その他添付書類※	下記の表参照

※その他添付書類

収入に関する添付書類		
利用者負担金		受領証の写しまたは開催日ごとの収入状況が確認できるもの
その他の収入		収入があったことを確認できるもの
支出に関する添付書類		
報償費	外部講師謝礼	領収書原本 講師の所属・肩書きが確認できるもの
	ボランティア謝礼	領収書原本、ボランティア参加票（33 ページ参照）
消耗品費		領収書原本
印刷製本費		領収書原本 ちらし、ポスター、様式類等の印刷物の現物
使用料及び賃借料	会場使用料	・賃貸借契約を締結している場合は、物件の賃貸借契約書の写し及び支払いが確認できる領収書原本 ・賃貸借契約を締結しない会場使用の場合は、支払いが確認できる領収書原本、申込書控えの写し、施設パンフレット

	機器リース料	領収書原本、賃貸借契約書の写し
役務費	通信費	領収書原本
	保険料	領収書原本、保険証書の写し
備品購入費		領収書原本、カタログなど
修繕費		領収書原本、修繕した箇所の写真または見取り図

注意：領収書の日付は、交付決定日から２０２５年３月３１日までが対象です。
※交付決定日より前の日付で購入したものは対象外です。
※３月に購入、請求を受けたものでも、支払いが４月になった場合は補助金の対象になりませんのでご注意ください。

15. 補助金交付確定　精算及び返還

実績報告書に基づき、交付額を確定し、確定通知書を送付します。
すでに交付した額が確定額を超えている場合、差額を区に返還して精算していただきます。
返納書など、必要書類を送付しますので、下記期限までに返還してください。
返還後、領収書の写しを提出してください。

返還期限：２０２５年５月９日（金）

○書類作成にあたっての注意事項

① 印鑑はすべて同じ印鑑を使用し、鮮明に押印してください（シャチハタ等のスタンプ印は不可）。
② 修正液や修正テープは使用しないでください。訂正をする場合は、訂正する箇所に二重線═══を引いて、二重線の上から代表者印を押印し、改めて余白に書き直してください。
修正液・テープで訂正してしまった場合は、その上から二重線を引いて押印し、改めて余白に書き直してください。
その他ご不明な点は、お気軽に担当までお問い合わせください。

16. 個人情報の取り扱いについて

参加者やスタッフの個人情報を取得・使用する場合は、個人情報保護法に基づく適正な取扱いが必要です。

個人情報には、氏名、住所、連絡先、家族構成、年齢、要介護度、顔写真などを含みます。

以下の点に注意して取扱いをお願いいたします。

(1) 個人情報を取得の際には何に使うか目的を決めて、本人に伝える。

個人情報は利用目的の範囲内で使用します。目的としては、住民主体サービスの実施、補助金手続き、サービスのご案内等が考えられます。

個人情報の取り扱いについて、署名等いただけるような利用申込書や同意書をもらってください。

(2) 取得した個人情報は決めた目的以外のことには使わない。

(1)で本人に伝えた目的、または、ちらし・ＨＰ等で公表した目的以外では使えませんので、何に使うのかあらかじめきちんと決めておく必要があります。

(3) 取得した個人情報は安全に管理する。

名簿など、パソコンに保存する場合はウィルス対策を行うこと。書類は施錠できる場所に保管することなどが必要です。また、従事者が個人情報を不用意に扱ったり、紛失したりすることのないよう取扱いについて周知することも必要です。

(4) 個人情報を他人に渡す際は、本人の同意を得る。

個人情報を他人に渡す場合は、原則本人の同意が必要です。

※ 個人情報の取扱いに関しご不明な点は、担当までお問い合わせください。

よくある質問

（質問１）申請できる団体として、「非営利の団体」とあるが、　どういう団体か？

回答…利益（収益）があったとしても、団体の会員に分配せずに、その利益を活動に還元するＮＰＯ法人や任意団体などです。いずれも区民が自主的に組織していることが前提です。営利事業を行う任意団体は、申請事業が非営利の事業であっても対象となりません。

※下記のようなＮＰＯ以外の法人（主な具体例）については、対象外となります。

営利法人（株式会社等）、社団法人・財団法人（←平成２０年１２月１日施行の「新公益法人制度」に基づく団体は原則対象となりますが、団体の規模、設立趣旨等によっては対象外になります）、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、特殊法人等。

（質問２）申請できる団体の人数は何人以上か？　また、活動する者は、中野区民でなければならないのか？

回答…構成員が２人以上いれば、申請は可能です。すべての構成員が中野区民である必要はありませんが、中野区民（区内在住・在勤・在学）が１人以上いなければなりません。

（質問３）団体の代表者には、何か要件があるのか？

回答…１８歳以上の成人であることが要件となります

（質問４）特に事務所といえる場所がない団体は、申請できるのか？

回答…団体の代表者の自宅を事務所として申請していただいて構いません。ただし、代表者の自宅が中野区以外の場合、別に区内の連絡先は必要です。その場合は、必ず団体の会員の方を連絡先としてください。

（質問５）規約や会員名簿は、必要なのか？

回答…規約や会則、会員名簿（事情により作成・提出が困難な場合は、役員名簿でも構いません）は、申請にあたり必要です。

（質問６）個々の経費に、上限額はあるか。

回答…手引きＰ5～6「補助対象経費の科目」参照。各団体が支払う金額の制限はありませんが、謝礼には補助の対象となる上限額があります。その他の経費については、具体的な上限額は定めませんが、経費算定等が活動内容からみて適正かつ妥当かどうか審査します。

（質問７）講師謝礼金について、実績報告に出勤簿や領収書等の確認書類を提出する必要があるのか？

回答…実績報告については、支払い内容が客観的に確認できることが要件になります。講師への謝礼の支払いを確認するための書類として、領収書原本及び講師の所属・肩書きが確認できるホームページや名刺のコピー、パンフレット等が必要になります。

（質問８）運営スタッフへの謝礼金は、アルバイトへの賃金も含めて考えてよいか。

回答…アルバイト賃金は対象になりません。ただし、ボランティアに対しては、交通費等の実費弁償相当として１人１回 1,000 円以内の謝礼を対象経費にすることができます。

（質問９）当該事業に限り使用することが客観的にわかる備品類は補助対象だと思うが、来年度以降の同事業で使用してもいいのか。

回答…備品はある程度の耐用年数があるので、来年度以降に計画する同じ事業で使用しても差し支えありません。ただし、事業の全体計画の中で、その備品を購入する必然性があるか否かを審査します。

（質問１０）事業実施中、借りていた用具を取扱いの不注意から破損してしまった。修理代は補助対象経費となるか。

回答…事業の主催者は、こうした事故を未然に防ぐ対策や、参加者への注意喚起を行わなくてはなりません。その責任の意味から、破損物品の修理代は補助対象とはなりません。物品を破損した場合の弁償費用等も同じ考え方で補助対象外とします。

（質問１１）家の一角でサロンを実施するために施設のバリアフリー化や改善のための修理・工事費用は補助対象経費となるか。

回答…施設の工事を伴う整備費は対象外とします。手すりや段差解消のための簡易スロープの設置など躯体に影響のない範囲は認められる場合がありますので、ご相談下さい。

（質問１２）補助金を使う活動については、報告書や領収書の提出が必要ですか。

回答…補助金を何に使ったのかを明確にしていただきますので、領収書は全て取りそろえてください。

口座振替で支払った場合など、どうしても領収書が取れない場合は、口座振込票以外に、請求書や納品書など何に支払ったか内容（品目）が分かるものを添付してください。領収書原本等については、年度末の報告書提出の際に添付していただきます。

なお、領収書の日付は、交付決定日から２０２５年３月３１日までが対象です。３月に購入、請求を受けたものでも、支払いが４月になった場合は、原則として補助金の対象になりませんのでご注意ください。

（質問１３）通信費の電話代について「客観的に住民主体サービス用の電話だと確認」できる電話とはどのようなものですか。

回答…チラシをはじめとする広報物に電話番号を掲載し広く周知するなどのほか、誓約書を提出していただきます。

（質問１４）３月の携帯電話料金は、引き落としが４月になるが３月中には請求金額が確定している。この場合も補助対象外になるのか。

回答…１１ページの「３月に購入、請求を受けたものでも、支払いが４月になった場合」にあたるので補助対象外となります。

中野区住民主体サービス　提出書類　記入例

1　住民主体サービス事業実施団体登録申請書 ･････････････････････ P16
2　住民主体サービス事業計画書 ･････････････････････････････････ P17
3　誓約書 ･･･ P18
4　中野区住民主体サービス事業補助金交付申請書 ･･････････････････ P19
5　住民主体サービス事業補助金（交付申請スタートアップ） ･････････ P20
6　補助対象経費額調書（交付申請） ･････････････････････････････ P21
7　経費科目別内訳書（交付申請） ･･･････････････････････････････ P22
8　中野区住民主体サービス事業補助金（変更）交付請求書 ･････････ P23
　（支払金口座に関する提出書類について） ･･････････････････････ P24
9　支払金口座振替依頼書 ･･･････････････････････････････････････ P25、P27、P29
10　委任状 ･･･ P26
11　口座指定届(住民主体サービス事業補助金の支払口座について) ･････ P28
12　中野区住民主体サービス事業補助金変更交付申請書 ･･････････････ P30
13　補助対象経費額調書（変更交付申請） ･････････････････････････ P31
14　経費科目別内訳書（変更交付申請） ･･･････････････････････････ P32
15　ボランティア参加票の例 ･････････････････････････････････････ P33
16　事業報告書（○月分）通所型・その他生活支援サービス ･････････ P34
17　事業報告書（○月分）訪問型・その他生活支援サービス ･････････ P35
18　中野区住民主体サービス事業実績報告書 ･･････････････････････ P36
19　住民主体サービス事業報告書(通所型・その他生活支援サービス) ･･･ P37
20　住民主体サービス事業報告書(訪問型・その他生活支援サービス) ･･･ P38
21　補助対象経費額調書（実績報告） ･････････････････････････････ P39
22　経費科目別内訳書（実績報告） ･･･････････････････････････････ P40
23　領収書の例 ･･･ P41
24　補助金精算書 ･･･ P42

第１号様式（第５条関係）

令和６年４月１日

中野区長　宛て

所 在 地　中野区〇〇１－１－１
団体名称　中野にこにこ倶楽部
代 表 者　山田　太郎
連絡先(電話番号)　03-0000-0000
Ｅメール　yamada@◆◆.ne.jp

住民主体サービス事業実施団体登録申請書

令和６年度住民主体サービスの実施団体として登録されたく、中野区住民主体サービス事業実施要綱第５条の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

記

１　住民主体サービスを実施使用とする団体

中野にこにこ倶楽部

２　事業開始年月日

令和６年４月１日

３　添付書類
（１）事業計画書　　１部
（２）誓約書　　１部

第２号様式（第５条関係）

令和６年４月１日

中野区長　宛て

住民主体サービス　事業計画書

中野区介護予防・日常生活支援総合事業における中野区住民主体サービス事業実施要綱第５条の規定に基づき、住民主体サービスの令和６年度の事業計画を提出します。

団体名　　中野にこにこ倶楽部

※今年度の実施内容についてご記入ください。

【実施会場】

（通所型の例）
　〇〇区民活動センター多目的室
（訪問型の例）
　事務所　山田太郎自宅（中野区〇〇１－１－１

別紙としてチラシなどを添付していただいても結構です。
チラシ等を作成する際、「このサービスは中野区住民主体サービス事業補助金の助成を受けて実施しています。」とご記入ください。

【実施曜日、日程等】

（通所型の例）
　令和６年４月より、毎週水曜日　午後１時半から午後３時半まで
（訪問型の例）
　令和６年４月より、月曜日から金曜日の平日午前９時から午後５時の間

【活動内容、講師等】

（通所型の例）
　高齢者や近隣住民を対象に、ストレッチ体操と会食(会費 500 円)の交流サロンを開催する。月に１度、様々なテーマで講師を呼んで、講演会を実施する。
（訪問型の例）
　〇〇エリアの支援が必要な高齢者宅をスタッフが訪問し、室内の掃除、植木の手入れ、ペットの散歩などを支援する。（１回 200 円）

第３号様式（第５条関係）

令和６年４月１日

中野区長　宛て

誓約書

当団体および当団体が実施する事業に関わる者は、以下に掲げる事項を誓約します。

（１）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成２３年東京都条例第５４条。以下、「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。

（２）住民主体サービスの実施に携わる者、実施団体のその他の活動に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第２条第２号に規定する暴力団員及び同条第３号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者はいないこと。

（３）住民主体サービスの実施において、宗教活動や政治活動を行う団体ではないこと。

（４）営利を目的として住民主体サービスを実施使用とする団体ではないこと。

（５）公の秩序又は善良の風俗に反すると区長が認める事業を実施している団体ではないこと。

（６）活動の中で取得した個人情報は、必要最低限の範囲で利用し、他人へ共有する必要がある場合は本人の同意を得ること。

所在地　　中野区〇〇１－１－１
団体名称　　中野にこにこ倶楽部
代表者氏名　代表　山田　太郎

第１号様式（第６条関係）

令和６年４月１日

中野区長　宛て

所 在 地　中野区〇〇１－１－１
団体名称　中野にこにこ倶楽部
代 表 者　山田　太郎
連絡先(電話番号)　03-0000-0000
Ｅメール　yamada@◆◆.ne.jp

中野区住民主体サービス事業補助金交付申請書

令和６年度中野区住民主体サービス事業補助金として、下記金額を交付されたく、中野区住民主体サービス事業補助金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

金額は訂正できませんので、書き間違えた場合は新しい用紙に書き直してください。
P.21「補助対象経費額調書（交付申請）」の補助金額（点線部）と同じ金額にすること。

記

１　金額　３５４，０００円

２　補助を受けようとする団体　「　中野にこにこ倶楽部　」

３　事業開始年月日　令和６年４月１日

４　添付書類
（１）令和６年度　補助対象経費額調書（交付申請）　１部

令和６ 年度住民主体サービス事業補助金

色付セルへ入力をお願いします。

団体名	中野にこにこ倶楽部						
代表者氏名	山田　太郎						
所在地	中野区〇〇１－１－１						
電話番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇						
E-mail	yamada@◆◆◆.ne.jp						
今年度事業開始年月日		令和６	年	4	月	1	日
申請年月日		令和６	年	4	月	1	日

第２号様式（第６条関係）

令和６年度　中野にこにこ倶楽部　」補助対象経費額調書（交付申請）

	支出予定額	収入予定額	差引額	上限額	選定額	【補助金額】1000円未満切り捨て
立ち上げ支援	90,000　円	0　円	90,000　円	100,000　円	90,000 円	
運営費	384,000　円	120,000　円	264,000　円	336,000　円	264,000 円	
合計	474,000　円	120,000　円	354,000　円	436,000　円	354,000 円	354,000 円

【上限額】・立ち上げ支援：100,000円
・運営費：住民主体対象者年間延人数（4月開始の場合）
240人以下：336,000円　480人以下：432,000円　481人以上：528,000円

【立ち上げ支出予定額 内訳】

備品購入費(1)	消耗品費等（2）	印刷製本費（３）	修繕費（４）	合計（５）（１）～（４）
20,000　円	10,000　円	20,000　円	40,000　円	90,000　円

【運営支出予定額 内訳】

謝礼(1)	消耗品費等（2）	印刷製本費（３）	会場使用料（４）	機器リース料（５）	通信費（６）	保険料（７）
50,000　円	240,000　円	15,000　円	0　円	70,000　円	0　円	9,000　円

合計（８）（１）～（７）
384,000　円

経費科目別内訳書に入力すると
計算結果が反映する項目があります。

【実施予定 】

住民主体対象者年間延べ人数	本年度事業開始月	本年度実施月数
240 人	4 月	12　か月

交付申請

団体名 中野にこにこ倶楽部　　経費科目別内訳書　（交付申請）

令和６ 年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
住民主体対象者年間延人数（想定）		15	15	15	15	20	20	20	20	25	25	25	25	240
収入	利用者負担金	7,500	7,500	7,500	7,500	10,000	10,000	10,000	10,000	12,500	12,500	12,500	12,500	120,000
	補助金													0
	助成金													0
	雑入													0
	当月収入計	7,500	7,500	7,500	7,				10,000	12,500	12,500	12,500	12,500	120,000

黄色部分に入力してください。
合計額が補助対象経費額調書に
自動的に反映されます。

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
支出	A立上げ支援	(1)備品購入費	20,000												20,000
		(2)消耗品費等	10,000												10,000
		(3)印刷製本費	10,000		10,000										20,000
		(4)修繕費	30,000			10,000									40,000
		合計	70,000	0	10,000	10,000	0	0	0	0	0	0	0	0	90,000
	B運営	(1)謝礼	3,000	3,000	3,000	10,000	3,000	3,000	3,000	3,000	10,000	3,000	3,000	3,000	50,000
		(2)消耗品費等	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	240,000
		(3)印刷製本費				5,000			5,000		5,000				15,000
		(4)会場使用料													0
		(5)機器リース料						10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	70,000
		(6)通信費													0
		(7)保険料	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	9,000
		合計	23,750	23,750	23,750	35,750	23,750	33,750	38,750	33,750	45,750	33,750	33,750	33,750	384,000
		当月総支出計	93,750	23,750	33,750	45,750	23,750	33,750	38,750	33,750	45,750	33,750	33,750	33,750	474,000

第７号様式（第１０条関係）

中野区長　宛て

中野区住民主体サービス事業補助金（変更）交付請求書

	百	十	万	千	百	十	円
金額	￥	３	５	４	０	０	０

ただし、令和６年度「中野にこにこ倶楽部」の住民主体サービス実施に係る補助金として上記金額を中野区住民主体サービス事業補助金交付要綱第１０条の規定により、請求いたします。

金額は訂正できませんので、書き間違えた場合は新しい用紙に書き直してください。
P.21「補助対象経費額調書（交付申請）」の補助金額（点線部）と同じ金額にすること。

年　　月　　日

所 在 地　中野区〇〇１－１－１
団体名称　中野にこにこ倶楽部
代 表 者　山田　太郎
連絡先(電話番号)　03-0000-0000
Ｅメール　yamada@◆◆.ne.jp

支払金口座に関する提出書類について

口座の名義によって、提出書類が異なります。
以下を確認し、それぞれの団体の状況に合せて書類を整えてください。

- **代表者氏名の振込口座の場合（記入例：p25.）**

例	代表者	振込口座
	中野にこにこ倶楽部 代表　山田太郎	中野にこにこ倶楽部 代表　山田太郎

➡ 提出書類
・支払金口座振替依頼書

- **代表者氏名以外の個人名または法人名の振込口座の場合（記入例：p26.～p27.）**

例	代表者	振込口座
	中野にこにこ倶楽部 代表　山田太郎	中野にこにこ倶楽部 会計　野方花子

➡
・支払金口座振替依頼書
・委任状

- **代表者氏名以外の振込口座で、**
  個人名・法人名以外の振込口座の場合（記入例：p28.～p29.）

例	代表者	振込口座
	中野にこにこ倶楽部 代表　山田太郎	中野にこにこ倶楽部

➡
・支払金口座振替依頼書
・口座指定届

担当所属名（　介護・高齢者支援課　）

支払金口座振替依頼書

振込先金融機関		中野　銀行 / 信用金庫 / 信用組合 / 農協　中野　支店						
振込口座	預金種別	普通　当座						
	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
	フリガナ	ナカノ ニコニコクラブ ダイヒョウ ヤマダ タロウ						
	氏名	中野にこにこ倶楽部 代表 山田 太郎						

中野区から私に支給される中野区住民主体サービス事業補助金は、今後、上記口座に振り込みをお願いします。

年　月　日

中野区長殿

団体代表者名の振込口座を指定してください。

団体名や肩書はなくても可

住所　中野区〇〇1－1－1

団体名　中野にこにこ倶楽部

氏名　山田 太郎

代表者名を記入してください。

ご注意
1　預金種別は該当のものを〇で囲んでください。
2　口座番号・氏名は、ご本人の口座番号・氏名を記載してください。
3　本書の記載事項に変更が生じた場合には、支払金口座振替変更届により届け出てください。

代表者以外の者の口座を指定する場合は、
委任状を添付してください。

捨て印を押してください。 山田

委　任　状

年　　月　　日

中野区長　宛て

団体名　中野にこにこ倶楽部
住　所　中野区〇〇１－１－１
代表者　山田　太郎　印 山田

私は下記の者を代理人と定め、補助金の受領の権限を委任します。

記

受任者　住　所　中野区△△２－２－２
　　氏　名　野方　花子

担当所属名（　介護・高齢者支援課　）

支払金口座振替依頼書

振込先金融機関		中野　銀行 / 信用金庫 / 信用組合 / 農協　野方　支店						
振込口座	預金種別	普通　当座						
	口座番号	9	8	7	6	5	4	3
	フリガナ	ナカノニコニコクラブ　カイケイ　ノガタ　ハナコ						
	氏名	中野にこにこ倶楽部　会計　野方　花子						

中野区から私に支給される中野区住民主体サービス事業補助金は、今後、上記口座に振り込みをお願いします。

年　月　日

中野区長殿

住所　中野区△△2−2−2

団体名　中野にこにこ倶楽部

氏名　野方　花子

団体名や肩書はなくても可

代表者以外の者を指定する委任状を提出した場合は委任を受けた方の指名で申請してください

ご注意
1　預金種別は該当のものを○で囲んでください。
2　口座番号・氏名は、ご本人の口座番号・氏名を記載してください。
3　本書の記載事項に変更が生じた場合には、支払金口座振替変更届により届け出てください。

個人ではなく、法人化していない団体名の口座を指定する場合は、口座指定届を添付してください。

（口座指定届）

捨て印を押してください。

山田

年　　月　　日

中　野　区　あて

（氏名）　**中野にこにこ倶楽部**
山田　太郎　㊞ 山田

代表者名の記載と印鑑を押してください。

中野区住民主体サービス事業補助金の支払い口座について

上記の件の支払いにつきましては、下記の口座にお振込みくださいますよう、お願いいたします。

記

払込先金融機関

中野信用金庫　中野支店

預金種別・口座番号

普通　９９９９９９９

口座名義（フリガナ）

中野にこにこ倶楽部（ナカノニコニコクラブ）

担当所属名（　　）

支払金口座振替依頼書

振込先金融機関		中野 銀行 / 信用金庫 / 信用組合 / 農協			野方 支店			
振込口座	預金種別	普通	当座					
	口座番号	9	9	9	9	9	9	9
	フリガナ	ナカノニコニコクラブ						
	氏名	中野にこにこ倶楽部						

中野区から私に支給される中野区住民主体[illegible]ービス事業補助金は、今後、上記口座に振り込みをお願いします。

年　　月　　日

中野区長殿

P.28「口座指定届」で、届け出た振込口座を指定してください。

住所　中野区〇〇1－1－1

団体名　中野にこにこ倶楽部

氏名　山田 太郎

代表者名を記入してください。

ご注意
1　預金種別は該当のものを〇で囲んでください。
2　口座番号・氏名は、ご本人の口座番号・氏名を記載してください。
3　本書の記載事項に変更が生じた場合には、支払金口座振替変更届により届け出てください。

第５号様式（第９条第１項関係）

令和６年１２月１０日

中野区長　宛て

所 在 地　中野区〇〇１－１－１
団体名称　中野にこにこ倶楽部
代 表 者　山田　太郎
連絡先(電話番号)　03-0000-0000
Ｅメール　yamada@◆◆.ne.jp

中野区住民主体サービス事業補助金変更交付申請書

令和６年４月１日付６中地介第〇〇〇号をもって補助金交付決定を受けた令和６年度中野区住民主体サービス事業補助金について下記のとおり変更したいので、中野区住民主体サービス事業補助金交付要綱第９条の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

記

１　補助金変更交付申請額　４２６，０００　円

２　補助金既交付額　３５４，０００　円

３　追加交付申請額　７２，０００　円

４　変更を必要とする理由

利用者の増加に合わせた講演会の追加、パンフレットの作成、消耗品費等の増加のため

５　添付書類
（１）令和６年度　補助対象経費額調書（変更交付申請）
（２）経費科目別内訳書（変更交付申請）
（３）補助金交付請求書（変更交付申請）

令和６ 年度　　中野にこにこ倶楽部　　」補助対象経費額調書（変更交付申請）

	支出予定額（変更後）	収入予定額（変更後）	差引額	上限額（変更後）	選定額（変更後）
立ち上げ支援	100,000 円	0 円	100,000 円	100,000 円	100,000 円
運営費	481,000 円	155,000 円	326,000 円	432,000 円	326,000 円
合計	581,000 円	155,000 円	426,000 円	532,000 円	426,000 円

既算定補助金額
90,000
264,000
354,000

追加交付申請額
10,000
62,000
72,000

【補助金額】
選定額（変更後）－
既算定補助金額
1,000円未満切り捨て

72,000

想定する対象者数が変わった場合、
上限額も変更になります。

【上限額】
・立ち上げ支援：100,000円
・運営費：住民主体対象者年間延人数（4月開始の場合）
240人以下：336,000円　480人以下：432,000円　481人以上：528,000円

※年度途中開始の場合は、P6「開始月ごとの年間上限額」参照

【立ち上げ支出予定額 内訳】（変更後）

備品購入費(1)	消耗品費等（2）	印刷製本費（３）	修繕費（４）	合計（５）（１）～（４）
20,000 円	10,000 円	30,000 円	40,000 円	100,000 円

【運営支出予定額 内訳】（変更後）

講師謝礼(1)	消耗品費等（2）	印刷製本費（３）	会場使用料（４）	機器リース料（５）	通信費（６）	保険料（７）	合計（8）（１）～（７）
64,000 円	310,000 円	28,000 円	0 円	70,000 円	0 円	9,000 円	481,000 円

【実施予定 】（変更後）

住民主体対象者年間延べ人数	本年度事業開始月	本年度実施月数
310 人	4 月	12 か月

変更交付

団体名 中野にこにこ倶楽部　　経費科目別内訳書　（変更交付申請）

令和６ 年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
住民主体対象者年間延人数（想定）		15	15	20	25	25	30	30	30	30	30	30	30	310
収入	利用者負担金	7,500	7,500	10,000	12,500	12,500	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	155,000
	補助金													0
	助成金													0
	雑入													0
	当月収入計	7,500					00	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	155,000

変更内容を黄色部分に入力してください。
合計額が補助対象経費額調書に
自動的に反映されます。

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
支出	A 立上げ支援	(1)備品購入費	20,000												20,000
		(2)消耗品費等	10,000												10,000
		(3)印刷製本費	10,000		10,000	10,000									30,000
		(4)修繕費	30,000			10,000									40,000
		合計	70,000	0	10,000	20,000	0	0	0	0	0	0	0	0	100,000
	B 運営	(1)謝礼	3,000	3,000	3,000	10,000	3,000	3,000	10,000	3,000	10,000	3,000	10,000	3,000	64,000
		(2)消耗品費等	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	310,000
		(3)印刷製本費			3,000	5,000		5,000	5,000		5,000		5,000		28,000
		(4)会場使用料													0
		(5)機器リース料						10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	70,000
		(6)通信費													0
		(7)保険料	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	9,000
		合計	23,750	23,750	26,750	35,750	23,750	48,750	55,750	43,750	55,750	43,750	55,750	43,750	481,000
		当月総支出計	93,750	23,750	36,750	55,750	23,750	48,750	55,750	43,750	55,750	43,750	55,750	43,750	581,000

（ボランティア参加票の例）

中野区住民主体サービス　ボランティア参加票

団体名	中野にこにこ倶楽部

年　　月　　日

会場	

番号	氏名 （フルネームでご記入ください。）	住所 （町丁名まで）	謝礼がある場合 金額	サイン
1	若井　マルコ	中野区沼袋１丁目	500円	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

令和６ 年度　　住民主体サービス事業報告書（通所型・その他生活支援サービス）　７月分

部分に記入をしてください。

団体名	実施回数計	全参加者数	うち住民主体対象者数
中野にこにこ倶楽部	4 回	71 人	0 人

この数値が補助金の上限額に影響します

No.	1	2	3	4
	7 月 1 日 金 曜日	7 月 8 日 金 曜日	7 月 15 日 金 曜日	7
	13 時 30 分から	13 時 30 分から	13 時 30 分から	13 時 30 分から
	15 時 30 分まで	15 時 30 分まで	15 時 30 分まで	15 時 30 分まで
会場	○○区民活動センター多目的室	○○区民活動センター多目的室	○○区民活動センター多目的室	○○区民活動センター多目的室
講師		中野花子		中野花子
全参加者数	17 人	20 人	19 人	15 人
うち住民主体対象者数	人	人	人	
実施内容	なかの元気アップ体操 歌 お茶	なかの元気アップ体操 講師によるボールやゴムバンドを使った運動 お茶	なかの元気アップ体操 絵手紙づくり お茶	なかの元気アップ体操 講師による簡単な筋トレ お茶

この欄は参加者名簿をもとに中野区が記載します。

令和６ 年度　住民主体サービス　事業報告書（訪問型・その他生活支援サービス）　７月分

団体名　中野にこにこ倶楽部

この数値が補助金の
上限額に影響します。

	延べ利用件数				実従事者数
７月	全件	住民主体	[illegible]	住民主体	
	5	3	4	2	2

支援内訳

掃除・洗濯		調理		買い物		外出支援		相談・見守り 話し相手		その他		計	
全件	住民主体	全件	住民主体	全件	住民主体	全件	住民主体	全件	住民主体	全件	住民主体	全件	住民主体
3	2	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	7	5

	実施日時	利用者	対象区分	支援内容	支援者
例	12月16日（金） 10:00～12:00	丸山　花子	③事業対象者	買い物、調理	南部　喜代子
1	７月８日（金） １０：００～１２：００	中野太郎	③事業対象者	買物、調理	丸山良子
2	７月１２日（火） ９：００～１０：３０	鷺宮昭子		洗濯	丸山良子
3	７月１５日（金） １０：００～１２：００	中野太郎	③事業対象者	調理、掃除	丸山良子
4	７月２０日（水） １５：００～１７：００	本町和子	①要支援１	病院同行	南部一郎
5	７月２２日（金） １５：００～１７：００	明治一雄		話し相手	南部一郎

※対象区分欄に①要支援１、②要支援２、③事業対象者の別を記載してください。

第８号様式（第１２条関係

年　　月　　日

中野区長　宛て

所 在 地　中野区〇〇１－１－１
団体名称　中野にこにこ倶楽部
代 表 者　山田　太郎
連絡先(電話番号)　03-0000-0000
Ｅメール　yamada@◆◆.ne.jp

中野区住民主体サービス事業実績報告書

令和６年４月１日付６中地介第〇〇〇号をもって補助金交付決定を受けた令和２年度住民主体サービスの実施実績について下記のとおり、中野区住民主体サービス事業補助金交付要綱第１２条の規定により、関係書類を添えて報告いたします。

記

１　補助金精算額　　４２６，０００　円

２　添付書類
（１）令和６年度　事業報告書
（２）令和６年度　補助対象経費額調書（実績報
（３）経費科目別内訳書
（４）補助金精算書
（５）その他、支出が確認できるもの

金額は訂正できませんので、書き間違えた場合は新しい用紙に書き直してください。
P.39「補助対象経費額調書（実績報告）」の補助金額（点線部）と同じ金額にすること。

第９号様式（第１２条関係）

令和６年度　住民主体サービス事業報告書（通所型・その他生活支援サービス）

部分に記入をしてください。

団体名	実施回数計	全参加者数	うち住民主体対象者数
中野にこにこ倶楽部	46 回	1089 人	287 人

	実施回数	全参加者数	住民主体対象
４月	4 回	59 人	9 人
５月	4 回	64 人	16 人
６月	4 回	61 人	17 人
７月	4 回	71 人	0 人
８月	3 回	61 人	21 人
９月	4 回	94 人	29 人

	実施回数	全参加者数	住民主体対象
10月	4 回	103 人	28 人
11月	4 回	106 人	28 人
12月	3 回	106 人	28 人
１月	4 回	109 人	33 人
２月	4 回	121 人	33 人
３月			

上記の部分はスタートアップ及び月ごとの事業報告書に入力すると、自動的に表示されます。
下記の黄色部分を入力してください。

年間の事業に対する自己評価を記入してください。

【総括】

〇サロンに毎週参加して体操することで、身体を動かす習慣ができたとの声が多く寄せられている。
〇区民活動センターや町会との連携で、地域の多様な講師を招くことができた。
〇地域包括支援センターの協力により、基本チェックリストによる健康度の確認ができた。

第９号様式（第１２条関係）

令和６ 年度住民主体サービス　事業報告書（訪問型・その他生活支援サービス）

団体名　中野にこにこ倶楽部

	延べ支援件数		実利用人数		実従事者数	備考
	全件	住民主体対象	全件	住民主体対象		
例	件	件	人	人	人	
４月	3 件	2 件	2 人	2 人	2 人	
５月	3 件	2 件	2 人	1 人	2 人	
６月	3 件	1 件	3 人	1 人	3 人	
７月	5 件	3 件	4 人	2 人	2 人	
８月	7 件	5 件	0 人	0 人	3 人	
９月	3 件	3 件	0 人	0 人	0 人	
１０月	3 件	3 件	0 人	0 人	0 人	
１１月	6 件	2 件	0 人	0 人	0 人	
１２月	9 件	5 件	0 人	0 人	0 人	
１月	9 件	5 件	0 人	0 人	0 人	
２月	10 件	5 件	0 人	0		
３月	10 件	5 件	0 人	0		
合計	71 件	41 件	11 人	6		

上記の部分はスタートアップ及び月ごとの事業報告書に入力すると、自動的に表示されます。
下記の黄色部分を入力してください。

【総括】

〇利用者との信頼関係も深まり、継続利用が増えている。
〇話し相手や通院同行など、介護保険ではカバーされないところを利用できることで、一人暮らしが継続できると感謝されている。

年間の事業に対する自己評価を記入してください。

第９号様式（第１２条関係）

令和６ 年度住民主体サービス　事業報告書（訪問型・その他生活支援サービス）

団体名　中野にこにこ倶楽部

支援内訳

	掃除洗濯		調理		買い物		外出支援		相談・見守り話し相手		その他		計	
	全件	住民主体対象	全件	住民主体対象	全件	住民主体対象	全件	住民主体対象	全件	住民主体対象	全件	住民主体対象	全件	住民主体対象
４月	2 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	3 件	2 件
５月	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	2 件	2 件
６月	2 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	3 件	1 件
７月	3 件	2 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	0 件	0 件	0 件	7 件	5 件
８月	4 件	2 件	0 件	0 件	2 件	2 件	1 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	7 件	5 件
９月	2 件	2 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	3 件	3 件
１０月	2 件	2 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	3 件	3 件
１１月	3 件	1 件	2 件	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	6 件	2 件
１２月	4 件	2 件	2 件	0 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	0 件	0 件	9 件	5 件
１月	4 件	2 件	2 件	0 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	0 件	0 件	9 件	5 件
２月	5 件	2 件	2 件	0 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	0 件	0 件	10 件	5 件
３月	5 件	2 件	2 件	0 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	0 件	0 件	10 件	5 件
合計	37 件	18 件	11 件	1 件	7 件	8 件	12 件	12 件	5 件	4 件	0 件	0 件	72 件	43 件

第１０号様式（第１２条関係）

令和６ 年度　　中野にこにこ倶楽部　　」補助対象経費額調書（**実績報告**）

	支出額	収入額	差引額	交付決定額	選定額	【補助金額】1000円未満切り捨て
立ち上げ支援	100,010 円	0 円	100,010 円	100,000 円	100,000 円	
運営費	594,170 円	288,000 円	306,170 円	326,000 円	306,170 円	
合計	694,180 円	288,000 円	406,180 円	426,000 円	406,170 円	406,000 円

【上限額】
・立ち上げ支援：100,000円
・運営費：住民主体対象者年間延人数（4月開始の場合）
240人以下：336,000円　480人以下：432,000円　481人以上：528,000円

概算払いをした補助金に残額がある場合は返還していただきます。
返還については別途ご案内いたします。

【立ち上げ支出額 内訳】　※年度途中開始の場合は、P6「開始月ごとの年間上限額」参照

備品購入費(1)	消耗品費等（2）	印刷製本費（３）	修繕費（４）	合計（５）（１）～（４）
21,010 円	9,000 円	30,000 円	40,000 円	100,010 円

【運営支出額 内訳】

講師謝礼(1)	消耗品費等（2）	印刷製本費（３）	会場使用料（４）	機器リース料（５）	通信費（６）	保険料（７）	合計（８）（１）～（７）
94,000 円	370,250 円	43,920 円	0 円	77,000 円	0 円	9,000 円	594,170 円

【収入額　内訳】

立ち上げ支援	運営費
0 円	288,000 円

※収入は補助金以外の収入を記載してください。

【実施実績 】

住民主体対象者年間延べ人数	本年度事業開始月	本年度実施月数
315 人	4 月	12 か月

実績報告

団体名 中野にこにこ倶楽部　　経費科目別内訳書　（実績報告）

令和６ 年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
住民主体対象者年間延人数		9	16	17	28	21	29	28	28	28	33	33	45	315
収入	利用者負担金	4,500	8,000	8,500	14,000	10,500	145,000	14,000	14,000	14,000	16,500	16,500	22,500	288,000
	補助金													0
	助成金													0
	雑入													0
	当月収入計					,500	145,000	14,000	14,000	14,000	16,500	16,500	22,500	288,000

変更内容を網掛部分に入力してください。
合計額が補助対象経費額調書に
自動的に反映されます。

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
支出	A立上げ支援	(1)備品購入費	21,010												21,010
		(2)消耗品費等	9,000												9,000
		(3)印刷製本費	10,000	10,000		10,000									30,000
		(4)修繕費	30,000			10,000									40,000
		合計	70,010	10,000	0	20,000	0	0	0	0	0	0	0	0	100,010
	B運営	(1)謝礼	3,000	3,000	6,000	10,000	3,000	10,000	10,000	6,000	10,000	13,000	10,000	10,000	94,000
		(2)消耗品費等	20,000	40,250	20,000	30,000	20,000	35,000	30,000	35,000	35,000	35,000	30,000	40,000	370,250
		(3)印刷製本費			3,000	5,820	3,000	5,820	5,820		5,820	5,820	5,820	3,000	43,920
		(4)会場使用料													0
		(5)機器リース料						11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	77,000
		(6)通信費													0
		(7)保険料	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	9,000
		合計	23,750	44,000	29,750	46,570	26,750	62,570	57,570	52,750	62,570	65,570	57,570	64,750	594,170
		当月総支出計	93,760	54,000	29,750	66,570	26,750	62,570	57,570	52,750	62,570	65,570	57,570	64,750	694,180

領　収　書　の　例

日付は交付決定日～令和７（２０２５）年３月３１日のものが対象です。

１　物品購入費等の場合

宛名は団体名で記載してください。

領　収　書

2024 年 4 月 8 日

中野にこにこ倶楽部　　様

金　　２４，０００　円

但し、　机・椅子セット代 13,000 円×１台
血圧計代 8,000 円　テーブルクロス代 3,000 円

支払内訳を記載してください。

上記正に領収いたしました
○ △ □　株 式 会 社　　印
中野区中野４－８－１

２　講師謝礼金の場合

領　収　書

中野にこにこ倶楽部　　様

金　　１０，０００　円

但し、　7月「体操」の指導料として

支払内訳を記載してください。

上記正に領収いたしました。

2024 年 7 月 15 日
中野区中野４－８－１
中　野　花　子　　印

講師住所・氏名が必要です。

第１１号様式（第１２条関係）

令和７年３月３１日

中野区長　宛て

所 在 地　中野〇〇１－１－１
団体名称　中野にこにこ倶楽部
代 表 者　山田　太郎
連絡先(電話番号)　03-0000-0000
Ｅメール　yamada@◆◆.ne.jp

補助金精算書

令和６年４月１日付６中地介第〇〇〇号により補助金申請交付決定した「　中野にこにこ倶楽部　」の住民主体サービス実施に係る令和６年度補助金について、中野区住民主体サービス事業補助金交付要綱第１２条の規定により、下記のとおり精算します。

記

単位：円

概算受入額	精算額	残額	備考
426,000	406,000	20,000	

残額がマイナスになる場合は、「０(ゼロ)」をご記入ください。